

## 富山県民会館屋外ショーケース内広告掲載業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条第2項に基づき、富山県民会館（以下「県民会館」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

(広告の掲載の方法)

第3条 県民会館において実施する広告掲載の方法は、施設内壁面への掲出とする。

(広告の対象範囲等)

第4条 県民会館に掲載する広告の対象範囲は、実施要綱第4条第1項及び富山県企業広告等掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるものと同様とする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量及び掲出場所等については、別途募集要項で定める。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は原則1年以内とし、別途募集要項で定める。

(広告掲載の募集方法等)

第7条 広告を掲載できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、県の物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第378号。以下「告示」という。）で規定する物品等競争入札参加資格者のうち、「広告・宣伝・ネームプレート」の分野に登録している者とし、募集により選定するものとする。

2 応募に参加できる者は、広告取扱業者のうち、次の要件を満たすものとする。

(1) 告示第1に該当しない者であること。

(2) 告示第3に定める競争入札参加資格者の資格を持つ者又は告示第4に定める資格審査の申請方法に従い申請中の者であること。

(3) 富山県の競争入札参加資格の停止中でない者であること。

(広告掲載の申込み)

第8条 県民会館への広告の掲載を希望する者は、県に富山県民会館広告掲載申込書を提出するものとする。

(広告取扱業者の選定)

第9条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、最も高額な広告掲載料の見積金額を提出した者を広告取扱業者として選定する。

2 広告掲載料の見積金額が最も高額である者が複数の場合は、抽選により選定する。

3 県は、前各号の規定により広告取扱業者を選定したときは、その結果を応募者に対し書面で通知する。

(行政財産の目的外使用許可)

第10条 広告取扱業者が第3条の広告を掲出するときは、あらかじめ富山県財産管理規則（昭和40年富山県規則第10号）第17条の規定に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第11条 広告取扱業者は、県の指定する期日までに県と協議のうえ、広告掲載業務に関する契約（以下「広告掲載業務契約」という。）を締結しなければならない。

(広告掲載料等の納入)

第12条 広告掲載料及び行政財産の使用料に関する条例(昭和39年富山県条例第13号)第2条に規定する使用料(以下「広告掲載料等」という。)は、県が指定した期日までに、県が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

2 広告掲載料等が、県が指定した期日までに納入されない場合は、県は納入期日の翌日から納付日までの日数に応じて別途遅延損害金を請求することができる。

(広告の作成)

第13条 広告は広告取扱業者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の掲出及び撤去)

第14条 広告の掲出及び撤去は広告取扱業者が行う。

(広告取扱業者の取消し及び広告掲載業務契約の解除)

第15条 県は、広告取扱業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その選定を取り消し、広告掲載業務契約を解除することができる。

(1) 県が指定する期日までに広告掲載料等の納入がない場合

(2) 広告掲載業務契約の定めに違反した場合

(3) 施設を公用又は公共用に供するために必要であると知事が認める場合

(4) 前各号に定めるもののほか、広告事業を継続することが適切でないとして知事が認める場合

(広告内容等の修正等)

第16条 広告取扱業者が掲出しようとする広告は、その選定、内容について、掲出前に県の審査を受けるものとする。

2 前項の審査において、県から選定、内容について修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

(広告掲載料等の還付)

第17条 納付された広告掲載料等は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するために広告を掲載することが出来なかった場合等特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料等には、利息を付さない。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(広告取扱業者の責務)

第19条 広告取扱業者は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は実施要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。